

工事成績評定結果の公表に関する実施要領

(目的)

第1 この要領は、神奈川県請負工事成績評定要領（以下「評定要領」という。）第11の規定に基づき、神奈川県が発注する請負工事の成績評定結果を公表するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

(公表の対象)

第2 公表の対象は、評定要領第2により工事成績の評定を行う工事（以下「工事」という。）とする。

(公表の内容)

第3 公表の内容は、工事名、工事箇所、請負者名、検査種別及び評定点（工事成績採点表（評定要領第1号様式）における評定点合計をいう。以下同じ。）とする。

(公表の時期)

第4 公表の時期は、評定点を月単位で取りまとめた後、速やかに公表するものとする。

(公表の場所)

第5 公表の場所は、次のとおりとする。

(1) 県政情報センター

ア 本庁各室課で発注した工事。

イ 出先機関で発注した工事のうち、本庁の検査事務を主管する室課（以下「検査主管課」という。）の検査員が検査を実施した工事。

(2) 出先機関の契約担当課

当該出先機関で発注した工事。

2 公表は、工事主管課長又は出先機関の所長が行うものとする。

なお、検査主管課の検査員が検査を実施した工事で、県政情報センターにて公表する工事については、検査主管課長が行うものとする。

(公表の方法)

- 第6 公表の方法は、自由閲覧方式とし、閲覧簿への記入は求めないものとする。
- 2 公表は、工事成績評定結果調書により行うものとする。

(公表の期間)

- 第7 閲覧に供する期間は、検査を実施した年度とその翌年度の末日までとする。

附 則

この要領は、平成15年4月1日から施行する。

工 事 成 績 評 定 結 果 調 書 (月)

事務所 (工事主管課) 名

番 号	工 事 名	工 事 箇 所	請 負 者 名	検 査 種 別	評 定 点	備 考

※ 工事箇所には、路線・河川・施設等の名称及び工事場所を記載すること。